

2 東条地域小中一貫校整備事業について

(1) 開校時期について

開校時期 令和3年4月開校

(令和3年12月学校施設完成、令和4年1月供用開始予定)

学 校 種 義務教育学校

学校形態 東条東小学校及び東条中学校の校舎を活用

※東条東小学校校舎で1年生～6年生、東条中学校校舎で7年生から9年生が生活します。

※開校時に新たな校舎は完成していませんので、校舎が当面離れた状態になりますが、義務教育学校として開校し、小中一貫教育を推進していきます。

定例教育委員会（令和元年12月25日）での主な協議内容について

- 子どもたちの様々な負担を考えると、校舎完成後の開校である令和4年4月を目指して準備を進めるべきだという意見があること。
- 保護者から、東条西小学校の少人数による課題の早期解消を強く望む意見があること。
- また、東条東小学校の保護者としては、東条西小学校の意見を大切にしたいとの思いを持っておられること。
- 来年度以降の児童数によって、教職員の人数が減り、現在行っている小学校同士の連携をこれまでと同様に継続することが難しくなるが、予定通り開校することで、少しでも早く負担が解消されること。
- 子どもたちの発達段階に応じて、義務教育9年間を4年・3年・2年の3つのステージに分けて教育活動を行うためには、東条東小学校に4年生まで、東条中学校に5年生から9年生までが生活する学校形態も考えられる。
- その場合、ステージを意識した交流や5、6年生での教科担任制など、小中一貫教育のメリットを最大限に活かすことができること。
- ただし、通学方法の大幅な変更や4年生までだけで学校生活を送ることについて、保護者から強い不安があること。
- 小中一貫教育を推進するうえで、一体型校舎が望ましいことには変わりはなく、今後も引き続き校舎完成に向け最大限の努力をするとともに、保護者・地域・教職員のこれまで積み上げてきた思いや願いを大切にしながら事業を推進していくこと。

(2) 今後の流れについて（予定）

日 程	会議名・内容等
1月30日	1月臨時議会／事業費増額（債務負担行為額増額）
3月中旬	校舎建設工事入札公告
3月中旬	3月定例議会（予算特別委員会）／令和2年度当初予算審議・議決
3月25日	令和元年度発注工事完了（解体・造成）
5月下旬	校舎建設工事入札執行／業者決定・仮契約締結
6月下旬	6月定例議会／議会議決・本契約締結
7月中旬	校舎建設工事着手 → 令和3年12月工事完了

【参考】開校時期に係るこれまでの説明資料

開校案	案 1 - A	案 1 - B	案 2
開校時期	令和 3 年 4 月開校		令和 4 年 4 月開校
学校形態	1～6 年：東条東小学校舎 7～9 年：東条中学校舎	1～4 年：東条東小学校舎 5～9 年：東条中学校舎	1～9 年：新校舎
状 況	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年 4 月、西小全児童が東小へ登校。 ・令和 4 年 1 月、全児童生徒が新校舎へ登校。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年 4 月、西小 1～4 年生が東小へ登校。東・西小の 5・6 年生が東条中へ登校。 ・令和 4 年 1 月、全児童生徒が新校舎へ登校。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年 4 月、全児童生徒が新校舎へ登校。
効果等	<p>○東条西小学校の複式学級や少人数による課題の早期解消。</p> <p>▲小中学生や第 2 ステージ（5～7 年生）内での交流が行えない。</p>	<p>○9 年間で 3 つのステージ（4 年・3 年・2 年）に分けた教育活動が行え、小中一貫教育の利点を活かしやすい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5, 6 年生での教科担任制 ・小中のゆるやかなつながり等 <p>○東条西小学校の複式学級や少人数による課題の早期解消。</p> <p>▲4 年生までだけで学校生活を送る不安。</p>	<p>○当初から一つの校舎内で教育活動を行える。</p> <p>▲現中学校 1 年生の東条学園 1 期生になれないことへの失望感。</p> <p>▲東条西小学校の複式学級や少人数による課題の継続。</p> <p>▲小小連携の負担（時間的・物理的）の 1 年延長。</p>
通学形態 (原則)	<ul style="list-style-type: none"> ・東小 1～6 年生は徒歩。 ・東小校舎を中心に半径 3 キロの通学圏を超える西小 1～6 年生はスクールバス利用。それ以外は徒歩。 ・7～9 年生は自転車。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東小校舎を中心に半径 3 キロの通学圏を超える西小 1～4 年生はスクールバス利用。それ以外は徒歩。 ・東条中校舎を中心に半径 3 キロの通学圏を超える東西小の 5～6 年生はスクールバス利用。それ以外は徒歩。 ・7～9 年生は自転車 	<ul style="list-style-type: none"> ・東条学園を中心に半径 3 キロの通学圏を超える 1～6 年生（小学生）はスクールバス利用。 ・東条学園を中心に半径 3 キロの通学圏内の 1～6 年生（小学生）は徒歩。 ・7～9 年生は自転車。